

《翻訳》

アレクサンダー・ポイケルト「著作者人格権の心理学上の次元(3)」マンフレット・レービンダー編  
『著作権の心理学的次元』2003年113~148頁

松川 実

《目次》

- A. はじめに
  - I. 問題の所在
  - II. 究明の必要性
- B. 法的基礎
  - I. ドイツ著作権法
  - II. 國際的著作権法
  - III. ドイツ私法における人格権上の権限
    - 1. 直接的な人間の人格
    - 2. 物質化された人格
    - 3. 無体財産
    - 4. 物
    - 5. 小括
- C. 人格の写しとしての著作物
  - I. 法律学上のアプローチ
    - 1. 刻印理論
    - 2. 刻印理論への批判
  - II. 心理学的局面
    - 1. 精神分析学(以上、本誌第59巻第3号)

アレクサンダー・ポイケルト「著作者人格権の心理学上の次元（3）」（松川）

2. 経験的心理学、特に、創造性研究

III. 評価

D. 著作物に対する特別な精神的利益

I. ドイツ著作権法（以上、本誌第59巻第4号）

II. 心理学的局面

1. 直接関連しない実証的研究

2. 心理学の研究からの結論

3. 仮説

4. さらなる提案

E. テーゼのまとめ（以上、本誌本号）

**D. 著作物に対する特別な精神的利益**

**II. 心理学的局面**

1. 直接関連しない実証的研究

創作に關係する人間集団が、自分たちの精神的成果物に対して精神的利益を有しているかどうか、有しているとすれば、どの程度有しているのかという点について、心理学に限定して見渡すと、創造性研究以外に経験的研究はないようである<sup>133)</sup>。そうとはいって、「美学」や「感情」という表題のもと芸術作品と鑑賞者の間には一連の経験的調査が存在する<sup>134)</sup>。しかし、著作者とその著作物との間の結びつきについては、今まで、理論上、ほとんど考察も議論もされて来なかつた<sup>135)</sup>。このようにほかに研究がないにもかかわらず、創造性研究にも目を向けることが全くなかったということは驚くべきことである。恐らく、創造性研究の目標が、あくまで創造性の諸条件を研究することであつて、芸術的・学問的著作物が完成した後の心

133) ここから、Metzger 前掲注(1), 185; Dobberstein 前掲注(12), 211 は、作曲家と創作作業の相互關係の調査を提唱する。さらに調査のための提案については、Glarden 前掲注(6), 206 ff. 参照。

134) 概観は、Höge 前掲注(125), 616.

135) 人間とその所有権との關係も研究対象が限られている。壁飾りについては、Schuster 前掲注(59), 388; 同・前掲注(75), 343.

理的プロセスを研究することではないからであろう<sup>136)</sup>。

## 2. 心理学の研究からの結論

創造性に関する経験的研究が示していることは、創造的成果物を製作するには、いずれにせよ、一方では人的性格が何らかの役割を演じていること、他方では、特別な個人的関わり合いが必要であるということである。

a) すでに参照した研究から思い出す必要があることは、創造的人格や創造的成果物に関して、人格的性格と、それに相応した心理的諸機能、そして創造的創作に対して一般的に芸術的成果物が、特にどのような意味をもっているかという点である<sup>137)</sup>。

b) さらに、創造プロセスを研究しても、確かに著作者とその著作物の関係について直ちに何かを導き出すことはできない。しかし、結局のところ、この研究も著作者とその著作物の関係が始まる段階、つまり、創作プロセスに焦点を当てている。そこで、本研究でも創作プロセスの本質について簡潔に説明を加えることにする。

このような創作プロセスの説明には、すでに1920年代、ワラス (*Wallas*) によって主唱された4段階理論がしばしば引用されている<sup>138)</sup>。確かに、細かい点では修正等があるが、4段階理論ではその創作プロセスを、準備期（問題解決の展開、知識収集）、孵化期（創造的休憩、無意識のさらなる加工）、啓示期（突然のひらめき）、検証期（解決の確認）に分けている<sup>139)</sup>。ほかに、創作プロセスを、あまり目標に向かっていない思考（一次的のプロ

136) 前掲C II 2 参照。

137) 前掲C II 2 参照。

138) *Wallas, The art of thought*, 1926.

139) Versteeg 前掲注(10), 827; Martindale 前掲注(12); Schuster 前掲注(75), 287 ff.; さらに Kobbert 前掲注(6), 44 m.w.N.; Révész 前掲注(12), 244 ff. によれば、確かに、形而上学上の無意識、インスピレーションを前提とするアプローチと創造的創作を様々な前提条件との繋がりの中に置く心理学的アプローチと区別されているが、しかし、両アプローチは相互に補充し合っていると理解されている。

アレクサンダー・ポイケルト「著作者人格権の心理学上の次元(3)」(松川)

セス思考)の段階と、仕上げの段階(二次的プロセス思考)に分ける見解もある<sup>140)</sup>。

これらの見解には、学問的・芸術的行為に特別な印象を与え、インスピレーションの意味が過度に強調されているという批判がある。そのため、ワイズバーグ(Weisberg)は、すべての人間には創造的な行為を行う能力があり、学問的認識や芸術作品の基礎に、決して人間には操縦できない「神の」直感が存在するというのではなく、骨が折れる、漸次的に行われる発展が重要であると強調したが、創造的な人間は誰でも、その発展のために前世代の蓄積に依存しているという<sup>141)</sup>。ワイズバーグは、二重発明という事実<sup>142)</sup>や、自ら分析した芸術家や学者のそれぞれ創造プロセスに依拠している。この見解も、創造的創作のためには個人的能力に関連があることをすべて否定するものではないが、ワイズバーグは、創造性の開発の面で突然の創造的飛躍ではなく、それとは対照的に漸次的な認知的発展、外部からの影響、経験のもつ意味を強調した<sup>143)</sup>。

これらは、インスピレーションの瞬間や認知の瞬間を強調することなく、個別的な事例研究を分析した上で、以下の範囲では意見の一致が見られる。

140) Simonton 前掲注(80), 397 f. は、偶然との関係を分析する。精神分析学からは、たとえば、Kris 前掲注(63), 296; Müller-Braunschweig 前掲注(61), 124 ff. Martindale 前掲注(12), 228 によれば、創造的な人間には、いわゆる一次的プロセス思考の能力があるという。

141) Weisberg 前掲注(91), *passim*.

142) しかし、この点に関して Simonton は、一見すると同一であるように見える発展についても、詳細にみれば、明らかな差異があるということを証明しようと努力している。因みに、このことは学問と技術上の現象に制限しているという。Simonton 前掲注(117), 172 ff.; 同・前掲注(80), 415 ff. さらに Weisberg 前掲注(91), 142 は、一般的な問題解決と区別して自らの芸術に関する見解を請負作品にも適用しているが、請負作品も同様に問題解決として分類することができる。

143) Weisberg 前掲注(91), 110, 137 ff. は、さらに、従来からの見解によっても、一次的段階あるいは二次的段階を惹起させる能力は、量的には、個別的に与えられたり、与えられなかつたりしているのではなく、単にさまざまな特徴の中に存在するに過ぎないものと指摘している。Martindale 前掲注(12), 216 参照。

つまり、創造的創作は、もっぱらインスピレーション、あるいは、突然のひらめきに基づくものではなく、常に、コストのかかる仕上げ作業と、創作した物を批判的に取捨選別する作業が公表までずっと行われているということである。したがって、学問的・芸術的成果は一般的にも<sup>144)</sup>、個別のケースでも、平均レベル以上のコミットメントと労働が必要であるという<sup>145)</sup>。

c) この関連で特別、注意に値するのは、最終的に創造的創作に対する動機を分析することである<sup>146)</sup>。この動機の問題は、一般的に関心が非常に高いだけでなく、知的所有権の基礎理論の中にも創造的行為に対する動機付け（特に、インセンティブ理論〔Ansporntheorie〕）に頼るものも出て来ている。さらに、このような心理学的研究に基づいて、少なくとも創造的行為を行う前の段階で、どのような種類の関心が創造的成果物と結びついているか、今後、その背景を研究することができるかも知れない。

aa) 心理学的動機付けの研究は、その前提として外発的動機付けと内発的動機付けを区別している。内発的動機付けとは、生理学的な衝動状態がない場合に、内面から出てくる出来事が、特定の活動に対する原因とみなされることをいう<sup>147)</sup>。デシ (Deci) は、自分の環境との関係で有用に自己

144) Simonton 前掲注 (80), 403; Weisberg 前掲注 (91), 144 ff.

145) Dobberstein 前掲注 (12), 210; Simonton 前掲注 (80), 403, 422; Arnheim 前掲注 (115), 142; Weisberg 前掲注 (91), 122 は、ピカソの Guernica の発展も分析している。

146) 創造性に関する動機付け研究の最初のアプローチは精神分析学から出発した。しかし、今日では精神分析学の本流は、もはや経験的心理学にほとんど強い影響を与えていない。Collins/Amabile, Motivation and Creativity, in: Sternberg, Handbook of Creativity, 1999, 297.

147) 概観は、Collins/Amabile 前掲注 (146), 296 ff.; Dobberstein 前掲注 (12), 93 ff. は、自分の解説に関して、特に芸術家の自伝的発言を使って研究しているという。Deci, Intrinsic Motivation, 1975, 65 ff.; Kobbert 前掲注 (6), 53 ff.; 精神分析学の観点から Kuiper 前掲注 (62), 52.

これらの関連で、シェーンベルグ (Schönberg) が注目されている。彼によれば、芸術は「できる」からではなく、「しなければならない」から出てくるという (Dobberstein 前掲注 (12), 93 から引用)。

決定し、自分の能力を最大限に引き出すために、刺激低減よりも刺激強化を求めるこには各人の必要性が原因としてあると考えている<sup>148)</sup>。しかし、このような動機付けの源泉は、決して一時的であることも、完全に満足されることもないという<sup>149)</sup>。

外発的動機付けは、外部からやって来る出来事、たとえば、お金や名声の形で認識されるだろう。これら両者の基本的な動機付けの源泉の区別は、様々な対立、例えば、好奇心や欲求を満たしたいという希望の対立、単純労働よりも複雑労働を好むという対立、依存して仕事をするよりも独立して仕事をする必要性の対立、成功と失敗の間で決断の外部的基準よりも内部的基準が重要であると見なす対立などがある<sup>150)</sup>。

bb) 多くの研究、とりわけ、アマビール (*Amabile*) によって行われた経験的な研究は、創造的な創作への内部的及び外部的要因への影響を調査した<sup>151)</sup>。これらの研究のうちの 1 つでは、72 人に 2 つの詩を作成してもらった。最初の詩は、3 つのグループによって同一の外部的状況下で作成された。その際、創造的な局面に注目すると、引き続き、詩を評価してみても目立った差異は示されなかった。次に、参加者が 2 番目の詩を作成する前に、2 つのグループにはアンケート用紙が配られ、何故にそのように書いたのかという理由にチェックしてもらった。1 枚のアンケート用紙では、チェック項目が内発的動機付けに集中し、別のアンケート用紙では外部的理由に絞ってあった。確かに、対照群（影響なし）と内部的な影響を受けたグループは、同様に、つまり、（内部的グループの場合）、2 作目の詩に対して僅かに高い評価を得た。しかし、外部的影響に晒されたグループ

148) *Deci* 前掲注 (147), 65 ff., 83; 同様に、*Simonton* 前掲注 (80), 404 は、最適な自己組織への希望。

149) *Deci* 前掲注 (147), 101.

150) *Amabile*, Motivation and Creativity: Effects of Motivational Orientation on Creative Writers, *Journal of Personality and Social Psychology* 48 (1985), 393, 394.

151) さらに概観は、*Collins/Amabile* 前掲注 (146), 297ff. 参照。

のテスト用紙の平均値は、このグループの最初の詩に比べて著しく低くなつた。また、この外部的影響に晒されたグループは、他の2つのグループよりも、2作目の詩が評価された際にも悪いテスト結果を収めた<sup>152)</sup>。

別の研究では、芸術的な成果物（コラージュの作品）は、様々な外的状況で作成され、引き続き、創造的特性があるか否かが判明した。1つのグループは、その結果が全く評価も使用もされないだろうが、創作の際の感情が記録されるだけであろうと期待して行動した。別の1つのグループには、その結果は芸術専門家によって評価され、この評価が引き続き被験者に伝達させるだろうと伝えられていた。さらに、別の2つのグループでは、コラージュ作品がどの点（たとえば、技術的な正確さ）で評価されるのかという点が正確に伝えられた。評価の見込みなしで作成されたコラージュの方が、評価を期待して作成されたコラージュよりも創造的要素の点でかなり高いと評価された<sup>153)</sup>。

最後に、アンケート・テストに言及する必要がある。被験者はそのアンケート・テストに、自分の創造的作業に責任を負う状況を自己評価によって記入しなければならない。内発的動機づけ（例えば、自己決定、仕事の達成、喜びと興味）に対する属性を選ぶ可能性が高い人々の成果物は、主として外部的な局面（例えば、能力、評価、承認、金銭）を決定的と考える人々の成果物よりも、より創造的であると分類された。同様に、学者や芸術家は、自らの作品に関して、その他の職業の対照群よりも、より内発的動機づけを追求していたことが証明された<sup>154)</sup>。

cc) これらの結果を評価すると、その範囲で内発的動機づけは、本来、創造性に対して有益であるが、外在的要因は創造性に対して、一様に消極的な役割しかないと考えられてきた。このような区分は、前述の研究も一

152) *Amabile* 前掲注(150), 393 ff.

153) *Amabile*, Effects of Extrinsic Evaluation on Artistic Creativity, *Journal of Personality and Social Psychology* 37 (1979), 221 ff.

154) *Collins/Amabile* 前掲注(146), 301 m.w.N.

緒に考慮すると、より分化した考察方法に直結している。したがって、内発的動機付けが創造性の出現にとって有益な役割を果たしているという基本的推定が確認された。実際のイノベーションと問題の識別、アイディアの生成段階にとって内発的動機付けは、やはり、引き続き決定的とみなされている<sup>155)</sup>。これらの段階では、その道筋は、換言すれば、目標であり、それは、名声、名誉や金銭とそれほど遠くない潜在的な見通しである。しかし、実施された研究では、以下の点が明確になった。つまり、創造性の特定の段階、たとえば、準備とその後の作業にとって外発的動機付けがあるいは、目標がもっと明確で狭く設定されて<sup>156)</sup>、たとえば、促進的な刺激という形で外部から十分情報を与えられた外発的動機付けが、積極的に共同的な効果をもたらすことがあるということである<sup>157)</sup>。それに対して、評価、課題限定、拘束力のある基準値（私はあなたがくれる物を与える関係〔双務契約の条件〕）、さらに競争状況は共同的とはみなされていない<sup>158)</sup>。

これによれば、創造性は、動機付けの複雑な相互作用に基づいているが、個人が著作物自体に人的に関与したことから流れ出るものは、目標がオープンな創造段階にとっては重要であった。このイメージは、迷路メタファーによって具体的に示される。ゴールで待っているものにしか興味がない者は、最短の道を選ぶであろう。しかし、迷路を楽しむ者は、時間とエネルギーを投資して、最終的により遠く離れた目的地に到達する方法を見つけるだろう<sup>159)</sup>。

dd) 我々は、ここで著作者の著作物に対する精神的な利益に関する問題を扱ってきたが、この問題に立ち戻れば、確認できることは、創造的行為の最前線で、目標を狭く設定しない本当のイノベーションのためには、非物質的で、内面へ向けられた関心が優先的であるという事情が重要であつ

155) Collins/Amabile 前掲注（146），304 f.

156) Amabile 前掲注（153），221 ff.

157) Collins/Amabile 前掲注（146），303 ff. m.w.N.

158) Collins/Amabile 前掲注（146），302 m.w.N.

159) Collins/Amabile 前掲注（146），296 ff.

て、外部的な事情はあまり重要でないということである。

### 3. 仮説

このように経験に基づいた研究結果によっても、著作者とその著作物の関係や、著作者と著作物に対する利益関係について確実なことを口にすることはできない。しかし、これらの結果から、著作者と著作物に対する1つの仮説を打ち立てることができるかも知れないし、さらに、その仮説を前提とすれば、個人がどの程度、具体的な創作に影響を与えるかという点が決定的に重要になってくる。

a) そこで、私が手がかりとしたのは、カンハイザー (*Kannheiser*) の労働心理学である。カンハイザーは、労働者とその労働成果の関係についてテーゼを提唱したが、ここでは、それを若干補強したい<sup>160)</sup>。

カンハイザーは、労働者の体験を解説するために、彼らの活動やその活動を実現する行動を4つの基礎的主体に関連する次元に分類した。

これらの4つの次元とは<sup>161)</sup>,

- ・主觀化：文化的に通用している行動構造を主觀的に可能で有益な行動構造へ変換すること。
- ・客觀化：主觀的行動スキームを環境の客觀的条件に同化させること。
- ・獲得：環境から獲得したものが、自分の所有となり、自分の生存の一部になること。
- ・客体化：対象が主体から開放され、分離すること。

労働者がどのように自分の製品を体験するかという問題に当て嵌めると、

160) *Kannheiser, Arbeit und Emotion*, 1992, 99 ff. 人間の仕事に関する理論的モデルに回帰することには、いずれにせよヨーロッパ大陸の著作権法には驚く程のことではない。なぜなら、古典的著作権法理は本質的にジョン・ロックの労働理論に基づいているからである。この点には、Rehbinder 前掲注(19), Rn. 20 参照。

161) *Kannheiser* 前掲注(160), 103.

以下のようになる<sup>162)</sup>。

- ・第1. その製品が個人的に気に入っている(客觀化された獲得)。
- ・第2. その製品は社会的に有用であり、結果として自らの作業を承認する(客觀化された客体化)。
- ・第3. 人は、その製品と自分を同一化するかも知れない(主觀化された獲得)。
- ・第4. その製品は、個人的に作業可能で独自の作業に基づくため、その製品の中に自己要素が入り込んでいる(主觀化された客体化)。

客体化が主觀化された時には、対象が主体から開放される。同時に、一般的な行動構造が主觀的に可能で有益な行動構造に変形する。このような体験の変種ではカンハイザーによれば、明らかに、より多く労働者と労働成果物の関係が発生するという<sup>163)</sup>。さらに、彼は、時間、空間、課題が個人的に作成され、動機が発生されることができるという体験も主觀化された客体化に分類している<sup>164)</sup>。

この体験の種類は、カンハイザーの概念では、明らかに創造的創作の局面と多くの類似点があるが、それらの類似点は、前述のように、創造性研究によっても浮き彫りにされ、前述のように説明されてきたことである。

b) 労働成果物との関係において、体験でも、改めて内部的、外部的影響に左右されるような様々な種類を想定すると、著作者と著作物の関係に関して、仮にあるいは実際に、ある人物の個人的影響が具体的な創作に大きければ大きいほど、没個人的な質への関係はより強くなるように発展することがある。その際、特に以下の点が重要になるかも知れない。

- ・客觀的に想定された範囲あるいは委託によって定められた範囲の内部で、作成の際の遊びの幅。

162) *Kannheiser* 前掲注(160), 118 f.

163) *Kannheiser* 前掲注(160), 118.

164) *Kannheiser* 前掲注(160), 111 ff.

- ・この作成の際の遊びの幅を埋める際に、個人の作成要素との関連性。
- ・その都度、その都度、作品を製作するための認知的、情緒的な労苦の程度、が重要である。

これらの局面は累積的に考察されなければならない。明らかになるグリットは、経験的認識を配慮して、例えば、創造的創作のために、以下のこと が期待できる。つまり、内発的動機付けに頼って、特別な人的能力と資質を使い、外部からの事前の指示なく執筆された小説には、チーム作業で個別のユーザーの個人的なニーズにあわせるために1週間以内で中味が改変されるような標準的コンピュータ・プログラムよりも、より密接な関係があるということである。

このテーゼが多くの読者にとって部分的にはその通りであると確認されるならば、この経験的な確証は、しばらくの間、「難しい」争点をもたらした。たとえば、コンピュータ・プログラムの権利を保護するかどうか、最終的には一般的に著作権の保護をどこまで広げるべきかという著作権法の適切な設計に関して、かつて激しい議論が交わされた<sup>165)</sup>。

したがって、著作者人格権の根拠のために刻印理論に立たずに、著作者の著作物への精神的・人格的利益を強調するならば、代替的な根拠のアプローチはまだ定まっていない。

ここで主張されているテーゼによれば、特に、いかに多くの著作者の個人的な作成要素が取り込まれるかという著作物に対する関係では、程度に差が存在する。

#### 4. さらなる提案

- a) このテーゼは、経験的心理学による検討も可能である。  
たとえば、まだ完成していないが開発途中の検査用紙を使って関係する

---

165) スモール・コインについては、Knöbl, Die »Kleine Münze« im System des Immateriagüter- und Wettbewerbsrechts, 2002 参照。

アレクサンダー・ポイケルト「著作者人格権の心理学上の次元（3）」（松川）

人的グループが、それぞれの著作物と自分の関係がどのように形成されたかという趣旨の質問をすることは考え得ることである<sup>166)</sup>。

その際、考慮に値するように思われるものは、実験的なアプローチである。つまり、被験者が異なる条件のもとで複数の課題を解決できるようにすることによって、その際、課題はより大きい規模では、前述のように著作物に対する関係を構築する上で列挙された複数の関連要因を提供し、小さい規模ではそれ以外の要因を提供する。

その際、多くの法規定に注目して、それぞれの差異が追求されなければならない。つまり、それぞれの人物は、

- ・その著作物に利益がないのかどうか、
- ・その著作物を物質的な利益にしか結びついていないのか、
- ・その著作物の評判を間接的に自分に関係するとしているか（いわゆる人格利益）、
- ・その著作物それ自体をそのままに見られることを望んでいるか（精神的利益）、である。

b) これらの研究を実施する際には、もっとも、特に、まだ2つの局面に注意する必要がある。一つの局面は、一般的に著作物への労働の終了と、その後の公表である。

aa) グラールデン（Glarden）の調査において、著作物の完了が、著作者の精神的利益と著作者との関係にとって重要であることが確認された。つまり、プロの執筆者と学生の執筆者のそれぞれの集団に、ある文章を書いて、その前後の感情を記録して貰い、その感情の記録を読んで、さらにそれを相互に評価し合って貰った<sup>167)</sup>。文章を書く前には、被験者は、「興味深い」、「楽しい」、「わくわくする」、「興奮する」、「インスピレーションが働く」という形容詞の枠に非常に多くチェックした。文章を書いた後に

---

166) アンケートの方法については、Zimbardo/Gerrig 前掲注（6），29 f. 参照。

167) Glarden 前掲注（6），passim.

は、「満足した」(心地よい、あたかもほとんどあるいは全く必要なものがないかのように、嬉しい)とか、「ほっとした」(抑えられていた感情が和らいだ)、「楽しい」という形容詞に多くチェックし、「興味深い」というチェックもあった<sup>168)</sup>。評価の範囲では、グラールデンは、「楽しい」、「インスピレーション」、「興奮」、「興味」のような感情が常に一定にあることを確認した。それに対して、感情状態に著しい変化は、「ほっとした」とか、「満足した」という積極的な感情が増加し、特に、書くことが終わった後には、(たとえば、「心配した」というような)ネガティブな感情がより少なく評価されたという点も観察されたという。

さらに、終わった行動と終わっていない行動のどちらが記憶に残るかというツァイガルニク (Zeigarnik) の調査は、課題の完了が、課題の記憶へ、どのように影響しているかを証明した<sup>169)</sup>。この研究は、200人以上の自己観察を対象としているが、その200人以上の人々の中には、一部は自分の課題を途中で中断した人々、一部には自分の課題を終わらせた人々が混ざっている。暫定的な結果として、終了した課題に比べて、終了していない課題は、ほぼ2倍、よく記憶に残されていたということが確認された。なぜなら、内面的に未完成であること、つまり、終わらせなければならないという準必要性をまだ完了していないことが永続的な緊張を後に残しているからである<sup>170)</sup>。ツァイガルニクは、興味深い課題であれば、興味のない課題よりもよりよく記憶が「維持」されるだろうと総括している。さらに、その課題が、人間の「中心的な自我の領域」に触れたならば、ある課題を終わらせなければならないという緊張はより強くなるだろう。その緊張が自ずと生じ、維持されたままである強度は、個人個人によってさまざまであるが、すべての個人にとって常に高いレベルであるという<sup>171)</sup>。

168) Glarden 前掲注(6), 96, 108, 129, 168, 199 ff., 220.

169) Zeigarnik, Das Behalten erledigter und unerledigter Handlungen, Psychologische Forschung 9 (1927), 1 ff.

170) Zeigarnik 前掲注(169), 84 ff.

171) 功名心の強い被検者に関して、Zeigarnik 前掲注(169), 85.

アレクサンダー・ポイケルト「著作者人格権の心理学上の次元(3)」(松川)

この2つ研究では、労働の終了が創造活動を行った者の克服された課題に対する感情や記憶に影響を与えることが明らかにされた。したがって、労働の終了時点で心理的な機能が変化するので、その者の労働成果物あるいは精神成果物に対する非物理的利益も、またそれを基礎とした関係も、この時点で影響を受けることは当然にあると思われる。

bb) 精神成果物に対する関係は、公表によって自ずと変更するかも知れない。それに関して、前述した内発的・外発的動機付けの差異をもう一度論ずることにする<sup>172)</sup>。創造行為が、特に開始の段階でのものを内発的動機づけの基礎としている場合に、公表という必ずしも強要されていない行為は、ちょうど、外部から発生する状況や目標と同視される。しかし、著作物との関係で動機付けの重点が切り替わった場合には、著作物に対する一般的な関係にも影響するはずである。

c) 心理学は、提示されたように、今日、すでに芸術的・学問的創造をより良く理解するために多くの貢献をすることができる。たとえ、ここで扱っている特別なテーマに対して直接関係する経験的知識がなくとも、心理学者と法学者が学際的な共同研究の形で、既存の基盤を利用しさらに拡大させることができるはずである。筆者がみるところ、心理学と法律学双方の側でそのような準備はすでに存在しているように思われる。

## E. テーゼのまとめ

1. 無体財産(著作物)の精神的・人格的利益を保護するために、人格権的な権限は、著作権法の国際的な比較においても、その他の無体財産(発明やデザイン)の権利や物の所有権の権限との国内法的な比較においても特殊性がある。

2. ここで刻印理論と称する著作権上の法理は、著作物が著作者人格の凝縮した部分であるという仮説のもとで、そのような特別扱いを支持して

---

172) 前掲C II 2c) 参照。

いる。したがって、著作権が保護される著作物は、いずれにせよマイナスではあるが、定評のある物質化した人格の断片としての写真や音声録音、私信と比較しても全くの別物ではない。しかし、このようなアプローチは経験的に根拠付けができないものとして法律学では却下されている。

3. 刻印理論という見解は精神分析学のアプローチからは支持される。しかし、精神分析学のアプローチは、それ自体、経験的な研究手法のルールや原理、つまり、客觀性(別の研究者による検証可能性)や信憑性(正確さ)、妥当性(有効性)を確保するための努力を払うようには要求していない。それゆえ、精神分析学のアプローチは、法律学からみると、経験的補助学問としても、法律一般の検証のために必要とされる要求も満たすことはない。

4. 経験的心理学は、再び、個人の能力や性格が創造的成果物に対して影響や意味を与えることがあることを証明した。しかし、これはごく一般論に過ぎなく、特定の著作者とその著作物との関係を説明したものではない。このように、個々のケースで客觀性に欠如があることは、著作物における人格のイメージがどうしても評価という価値判断が必要であるからである。

5. ドイツ著作権法の文言によれば、著作者人格権は特別な精神的・人格的利益、つまり、精神的・人格的利益を反映した著作者と著作物の関係を基礎付けている。

6. 著作者が著作物にもつ精神的・人格的利益に関する研究は、(確認できる限りでは)経験的心理学には存在しない。創造性研究は、創造的成果物に対する人格の影響、それに必要なコミットメント、学問的・芸術的活動の内発的動機付けの重要性を示しているだけである。創造性研究は、これらの要因が、いずれにせよ、優れた創造的なパフォーマンスの場合により顕著になる可能性があることを示している。

7. 労働製品の体験に関する労働心理学の理論に結びつけると、以下のような仮説を打ち立てることができるだろう。つまり、創作の遊びの幅が

アレクサンダー・ポイケルト「著作者人格権の心理学上の次元(3)」(松川)

大きければ大きいほど、個人の創作要素とその充足度との関連性が大きければ大きいほど、そして、創造的成果物の制作のための認知的・感情的努力の程度が大きければ大きいほど、著作者と著作物との間の精神的利益に基づく関係は強力になる。

8. このような仮説を検証するために必要なデータを理解し、経験的心理学によってそのデータを分析する際には、法律の中に明確に取り込まれた様々な利益の度合い（単なる商業的利益、著作者の自分だけに関係する利益、著作物の著作物にだけ関係する利益は除く）を反映させるように試みなければならない。その際には、著作物の完成とその公表の関係は特に考慮されなければならない。